

植物防疫所 病害虫情報

No.107

2015・11・15

農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

政府は、2015 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2015 において、日本の農林水産物・食品の輸出促進に取り組み、「2020 年 1 兆円」という目標の前倒し達成を目指すことをうたっている。農林水産物の輸出にあたっては、植物検疫上の条件のみならず輸出相手国が設定している農産物の残留農薬基準（MRL：Maximum Residue Limit）への対応も大きな課題となるため、農林水産省は委託事業により、農薬代替技術の積極的な導入を図るとともに、研究機関等と連携して、各産地に見合った防除体系の確立を目指すこととしている。本号では、残留農薬基準への対応について重点品目の一つである茶（製茶）及び青果物（イチゴ）を例にして国及び都道府県（長崎県）の取り組みを紹介する。

－輸出相手国の残留農薬基準への対応－

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 野菜茶業研究所 茶業研究領域
上席研究員 石川浩一 上席研究員 佐藤安志

残留農薬基準について

高品質の農産物を安定生産するためには、病害虫を適切に防除することが不可欠であり、農薬等が広く用いられている。一方、農作物への農薬成分の残留が人畜に被害を及ぼさないために、残留する農薬成分の許容値が残留農薬基準として定められている。この基準は各国が作物別、農薬成分別に定めているが、茶の栽培がない国では茶の基準は設定されていない。未設定かつポジティブリスト制度を導入した国では、一律暫定基準値（多くは 0.01ppm）が適用される。茶は年間 2 ～ 4 回収穫し、各作期ごとに防除が必要となるために使用する農薬の種類や回数が多く、輸出にあたっては、相手国の残留農薬基準への対応が重要な課題となっている。

輸出相手国の残留農薬基準の把握

残留農薬基準を設定している国の多くは、その内容をインターネット等で公表しているが、複数の国の基準を一覧で整理したものは少ない。茶については日本で登録のある農薬を対象に輸出重点国の基準一覧が農林水産省のサイトで公表されており（http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/zannou_kisei.html）、輸出相手国の基準が日本と同等か日本より高いものを選定できる。しかし、前述の理由から相手国に登録のある農薬は少ないため、選定した農薬だけで年間の防除を行うことは難しい。

農薬成分の減衰特性に基づく使用可能農薬の選定

輸出相手国の残留農薬基準が日本と比較して著しく低く設定されていても、時期を工夫する等して使用できる農薬もある。国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所では 2014 年度及び 2015 年度の農林水産省消費・安全局の委託事業「農産物輸

出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業（茶）」において主な農薬成分の減衰特性を調査している。その中では、散布当初から残留値が低く、5 週間以降にはほとんど検出されない農薬成分もあることが明らかになった。エマメクチン安息香酸塩、スピノサド、ミルベメクチン等がそれに該当し、米国及び EU では基準が未設定または著しく低く設定されているものの、使用時期を変更することで、使用可能と判断されている。

化学合成農薬代替防除技術の導入

これまで日本の作物生産の現場では、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実践を図るための農薬代替防除技術に取り組んできた。茶においても微生物資材、交信攪乱剤、土着天敵の利用等が実用化に至っているが、コスト面の課題があり、十分な普及には至っていないのが現状である。残留農薬基準対応を契機にこれら防除技術の使用頻度が高まり、コスト面の課題改善が期待される。

おわりに

近年、茶の国内需要が低迷する中、生産者、製茶業界からの輸出に対する期待は大きい。輸出相手国の残留農薬基準に対応した防除体系の構築が求められる所以である。前述の農林水産省委託事業の一環として作成した「輸出相手国の残留農薬基準に対応した病害虫防除マニュアル（煎茶・玉露）」は農林水産省のサイトで公表されている（http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/zannou_manual.html）。海外輸出は新たな市場の開拓であり、そこには当然競合国も存在する。残留農薬基準対策は輸出するための資格取得のようなものであり、競合国に打ち勝つためにも対策の早期確立が必要である。